

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

●次号「かいな」2465号は5月19日発行です。

定年後再雇用賃金差別裁判 和解成立で円満解決



当支部組合員の原告2名が、定年後再雇用(シニア契約社員)に移行し、定年時から年収を大幅に減額されたため、差額相当分の損害賠償を求め東京地方裁判所に提訴した裁判は、和解により円満に解決いたしました。以下に和解成立にあたっての声明を紹介します。

1 定年後給与減額に関して会社との和解

原告ら、JMITU、同東京地方本部、同日本アイビーエム支部及びキンドリルジャパン株式会社(以下「キンドリルジャパン」という)は、2025年3月18日、東京地方裁判所にて、原告らが定年後継続雇用(シニア契約社員)として月額給与17万円(年収204万円)と定年時の年収から大幅に減額されたため、差額相当分の損害賠償請求していた本件請求に関して、双方の互譲により、キンドリルジャパンが一定の金銭の支払いを含むことを骨子として

和解により円満に解決した。

2 本件請求の具体的な内容

原告2名は、日本アイビーエム株式会社(以下「日本IBM」という)に勤務していたが、2018年に60歳定年を迎えた。定年後は日本IBMの高年齢者継続雇用制度であるシニア契約社員制度の適用を受け、1年の有期雇用契約を締結し65歳まで契約が更新されることになった。ところが、日本IBMは、シニア契約社員は一律に月額17万円の基本給(賞与・手当なし)と定めており、原告ら2名も月額給与17万円(年収204万円)とされた。この給与水準は、原告2名の定年時年収の2割弱の水準であった。シニア契約社員となっても、労働時間及び配置転換の範囲、人事考課は正社員と同様とするというものであった。

そこで、原告2名は、

定年後も定年前と実質的に同様の業務に従事しているとして、2020年4月1日、日本IBMに対してパート有期雇用法8条の均衡待遇に違反するとして東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。日本IBMは、原告2名の定年後の業務は定年前の業務とは異なり、バンド3に該当する補助的業務であるから年収204万円の給与は不合理ではない旨を主張した。日本IBMは、原告2名が従事していた部門を、2021年9月1日、キンドリルジャパンを承継会社として会社分割(吸収分割契約)をしたため、原告2名の有期雇用契約はキンドリルジャパンに承継されることになった。その結果、本件損害賠償請求事件もキンドリルジャパンが訴訟を承継することになったが、キンドリルジャパンも日本IBMと同じく、原告らの業務内容が定年前と定年後は異なるとして、

2025年5月1日(木) 代々木公園 開場▶9:00 文化行事▶9:30
開会▶10:00 パレード▶11:20

★主催▶第96回Mee-day実行委員会 事務局▶東京都港区南大塚2-33-10 東京労働会館6F 東京地研内 TEL▶03-5395-3171 FAX▶03-5395-3240

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

| | |
|---------------|---------------------|
| 定年後再雇用不当労行為事件 | 組合ホームページをご確認下さい。 |
| 定年後再雇用賃金差別裁判 | 3/18日(火)に和解が成立しました。 |



日本IBM、キンドリルジャパンは、JMITU 25春闘要求への3月5日回答において、本給の10%引き上げを柱とする物価高騰を上回る賃上げ要求に対し、有額回答をしませんでした。

組合は、両社の3月5日回答を不服として、既報の通り3月6日に1次ストライキ、3月13日に2次ストライキを決定しました。

さらに両社はその後も依然として有額回答をしないまま、組合は4月9日、午前9時から3次ストライキを執行、従業員の生活軽視に抗議しました。

3次ストライキは、1次・2次と同様、一人でも多くの組合員が抗議の意思を示せるように、参加時間を9時から17時の36分の間に設定した複数の時間帯から選択、出社したは在宅にて参加する形で実施しました。また、日本IBM箱崎事業所前でのストライキ行動(左上写真)を、金属機械反合同争委員会が主催する第304回金属反合同行動として実施。ストライキ行動では約100人の支援者が集結するなか、組合は、賃上げの有額回答を行うこと、物価高騰に負けない賃金に改善すること、1回分少ない賃上げを実施することを訴えました。

25春闘 4月9日3次スト決行 IBM、キンドリルは物価高騰から くらしをまもる大幅賃上げを実施せよ

| 組合なんでも相談窓口 | | | | |
|----------------------------------|---|------------|--------|---------------|
| 会社名 | 事業所名 | 職場名 | 氏名 | 電話番号 |
| IBM | 箱崎 | I SEL | 大岡 義久 | 090-5243-3082 |
| Kyndryl | 六本木 | サービスエクセレンス | 笹目 芳太郎 | 080-5915-6329 |
| IBM | 大阪 | TLS | 河本 公彦 | 080-5915-5204 |
| IBM | 箱崎 | テクノロジー事業部 | 大場 伸子 | 080-6706-4650 |
| 事務所連絡先 | TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16時・除休日) FAX 03-5562-0853 メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: https://www.jmitu-ibm.org/ | | | |
| 注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ | | | | |
| 法律相談 | 労働問題・民事一般相談受付(要予約) | | | |
| 東京法律事務所 | 弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代) | | | |
| 旬報法律事務所 | 弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代) | | | |
| 桜木町法律事務所 | 弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503 | | | |
| ほづみ法律事務所 | 弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号 | | | |

両社の現在の回答状況
日本IBMは、25年は5月1日付で賃上げを実施予定と回答したところまで、キンドリルジャパンは、25年7月1日付で賃上げを実施予定と回答したところまで、両社とも賃上げの有額回答なし、1回分少ない賃上げについても回答なしです。

具体的には、日本IBMは、3月5日回答で25年の給与調整の詳細は現在検討のため、現時点でお伝えできる内容はありませんと回答、3月12日の団体交渉では25年は5月1日付で給与調整を実施する予定だと回答しただけで進展なし、続く4月3日の団体交渉でも進展なしです。キンド

次・2次と同様、一人でも多くの組合員が抗議の意思を示せるように、参加時間を9時から17時の36分の間に設定した複数の時間帯から選択、出社したは在宅にて参加する形で実施しました。また、日本IBM箱崎事業所前でのストライキ行動(左上写真)を、金属機械反合同争委員会が主催する第304回金属反合同行動として実施。ストライキ行動では約100人の支援者が集結するなか、組合は、賃上げの有額回答を行うこと、物価高騰に負けない賃金に改善すること、1回分少ない賃上げを実施することを訴えました。

とはいえ、組合が要求しなければ、賃上げの実施さえなかつたかもしれせん。ただ、賃上げの有額回答がなければ、つらに賃上げのたたかいはさ

りルジャパンは、3月5日回答で本年7月1日付で給与調整の実施を予定していますと回答、3月12日の団体交渉では進展なしです。

★ 「かいな」のバックナンバーがWEBで読めます。「組合 かいな」で検索

日本IBMでは、定年後の高齢者継続雇用に関しては、定年時から給与が大幅に減額されている。JMITU、同東京地方本部、同日本アイビエム支部(以下「JMITU」という)は、定年後のシニア契約社員の基本給月額17万円を増額するよう要求し、同時に月額17万円とする理由を団体交渉で説明するよう求めた。ところが、日本IBMは、「シニア契約社員の担当する業務の重要度・困難度を勘案して決定している」と説明するだけで、具体的な説明を行わなかった。

そこで、JMITUは、日本IBMの対応がパート有期雇用法14条の説明義務に反するだけでなく、労働組合法7条2号が禁ずる不誠実団体交渉

であるとして、2020年11月、東京都労働委員会に不当労働行為救済命令を申し立てた。この不当労働行為救済命令申立後、都労委で審理中に、上記のとおり日本IBMは原告ら2名が所属する部門をキンドリルジャパンに会社分割をした。東京都労働委員会(都労委)は、2024年3月18日、日本IBMに対して、JMITUに対してシニア契約社員をパンド3として給与を決定した理由、正社員との待遇の相違の理由を団体交渉にて誠実に説明すること、承継会社であるキンドリルジャパンに対しては、も誠実に団体交渉に応じるように命じた。

キンドリルジャパンは、この都労委命令を受け入れて、JMITUと定年後雇用者の給与等の団体交渉に誠実に応じることを表明した。JMITU日本アイビエム支部は、キンドリルジャパンに対し、2024年11月、あらためて定年後再雇用者の給与等の労働条件に関して、定年後も定年前と同一業務に従事している場合には定年時と同じ待遇とし、定年後に同一業務に従事していない場合であっても定年前給与の8割を維持するよう要求して団体交渉を申し入れ、キンドリルジャパンとの団体交渉を積み重ねてきた。

キンドリルジャパンは、2025年1月6日、60歳定年を65歳に延長して定年後の待遇を維持することを発表した。対象者は2025年4月1日以降に60歳となる社員からである。待遇を維持したままの65歳への定年延長は、キンドリルジャパンの英断と高く評価できることである。

一方、日本IBMは、この都労委の救済命令を不服として中央労働委員会の対して再審査申立をした。

定年時から減額されているにもかかわらず、労働者・労働組合に対して、その理由や根拠について団体交渉にて誠実に説明されていない。JMITUは、日本IBM及びキンドリルジャパンに対して誠実な団体交渉を求め、結果、キンドリルジャパンでは待遇を維持したまま65歳定年延長が実現するに至った。

これは、JMITUの不当労働行為救済命令の申し立て、また、定年後再雇用による給与削減について本件訴訟に取り組んだことによる大きな成果である。

本年の春闘においても、多くの職場で定年後再雇用社員の労働条件の維持・改善の取り組みがなされているところであるが、この成果が他の多くの職場での定年後再雇用社員の待遇改善につながることを期待するものである。

一方、日本IBMとの関係では現在も中央労働委員会にて都労委命令の再審査手続が係属中であ

り、この争議の勝利に向けて全力をあげている。これまでのご協力に心から感謝を申し上げますとともに今後ともご支援をお願いいたします。

2025年4月1日 JMITU(日本金属製造情報通信労働組合) 同東京地方本部 同日本アイビエム支部 定年継続雇用パート有期雇用法8条違反訴訟弁護団

3 日本IBM及びキンドリルジャパンの労働関係

雇用者の給与等の労働条件に関して、定年後も定年前と同一業務に従事している場合には定年時と同じ待遇とし、定年後に同一業務に従事していない場合であっても定年前給与の8割を維持するよう要求して団体交渉を申し入れ、キンドリルジャパンとの団体交渉を積み重ねてきた。

警備員の賃金は正社員でも全産業平均より月10万円以上も低く、さらに物価高騰で困窮しています。にもかかわらず、春闘で会社が提示した回答は、定期昇給1000円とベースアップ1500円の月額2500円足らずでした。

スト行動では、堀一洋委員長が「交渉が決裂してストライキに発展するのは経営者の責任だ。CSPの賃金は健康で文化的な生活ができなくなっている。物価高騰に対応できない給与だ。今は緊急の生活支援が必要な状況だ」と訴えました。続いて、組合員が次々に発言し、職場の現状を訴え、職場環境の改善を会社に求めました。

JMITU CSPセントラル警備保障支部は3月31日、大幅賃上げ、職場のパワハラ根絶などを求めて昨年が続いてストライキを決定しました。東京都新宿区の本社前で実施されたストライキ行動には多くの支援者が集結しました。



★ 「かいな」の更新情報をメールで購読できます。「組合 かいな」で検索